平成２２年（フ）第１７７１号
札幌市西区発寒７条11丁目４番38―402号
債務者　阿部　淳也
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７７２号
札幌市西区発寒７条11丁目４番38―402号
債務者　阿部　絵美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８２号
北海道恵庭市有明町５丁目６番６―103号
債務者　成瀬　淳子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８８号
札幌市清田区真栄２条１丁目５番53号　エステート北野101
債務者　稲垣　博樹
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９３号
札幌市西区西町南21丁目１番15―304号
債務者　大町サキ子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０号
北海道室蘭市宮の森町４丁目20番13―105号
債務者　奥野　藤子（旧姓安味）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第６号
北海道増毛郡増毛町南暑寒町５丁目75番地の１
債務者　瀬尾　有生
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第７号
北海道増毛郡増毛町南暑寒町２丁目37番地の４　町営住宅47―２―８
債務者　桧森　　雅
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第８号
北海道増毛郡増毛町南暑寒町５丁目75番地の１
債務者　青山麻衣子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第９号
北海道留萌市元町３丁目40番地の１　煙山アパート１階右
債務者　高橋　春美（旧姓會田）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第１０号
北海道留萌市旭町３丁目７番２号
債務者　豊田　孝典
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第２０号
北海道網走市大曲１丁目４番２―11号
債務者　千葉　　好（旧姓根岸）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第４１６号
埼玉県坂戸市元町22番26号
債務者　柴崎千恵子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４２０号
埼玉県所沢市向陽町2078番地の１　エステ・スクエア新所沢510
債務者　井村　　真
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４２４号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目13番９号
債務者　渡部　光一
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４２５号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目13番９号
債務者　渡部　淳子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４２８号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目15番地４　メゾン伊藤105
債務者　徳納その子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４３７号
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1291番地７　コーポ横山101
債務者　川満　恵美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部